

●工事の順序を明らかにした書類

●災害を防止するための措置、

生活環境を保全するための措置を記載した書類

} 記載例

施工計画書（砂利採取事業の場合）

(※土木共通仕様書を参照したのもでも良い)

(1) 計画工程表

工種	年月				許可	1 月後		6 月後		12 月後	
準備工		■									
採取工		■	■	■							
埋立て工						■	■	■	■	■	■
土壌調査								■		■	

- ・ 条例の許可申請時に埋立てのみを行う場合は、採取工の記載は不要。（以下の項目も同様）
- ・ 定期、完了時の調査時期を記載すること。
- ・ 地下水排除工を設置し、水質調査の対象となる場合は適切に修正すること。

(2) 指定機械（使用機械）

使用機械	台数	規格等
バックホウ	1 台	0.6 m ³ 級、低騒音型、クレーン機能付き
〃	1 台	0.2 m ³ 級、低騒音型、クレーン機能付き
ブルドーザー	1 台	14 t 級
散水車	1 台	

- ・ (4) 施工方法、(6) 環境対策で記載されている内容と、指定機材が整合していること

(3) 主要資材

主要資材	規格等
なし	

(4) 施工方法

○各工種の主な施工方法は以下のとおりとし、記載していない部分は、静岡県土木工事共通仕様書に準じて施工する。

①準備工

- ・盛土等を行う敷地の周囲に仮囲いを設置する。
- ・落葉等が含まれる表土は剥ぎ取り、場内に仮置きし、埋立て後の表土に再利用する。
- ・工事の支障となる草木や落葉は埋立ての施工前に除去する。
- ・落葉等は、場外の処分場にて適正に処分する。(又は、表土に混入し再利用する。)

②採取工

- ・必要な保安距離を確保した上で、1:1.5の勾配で掘削し、砂利を採取する。
- ・採取した砂利は、水分を除去した後、ダンプトラックに積み込み、砂利洗浄施設に搬出する。
- ・採取中は、採取地を現地盤より低く切り下げた部分を仮設沈砂池とみなし、盛土等区域内の雨水排水や土砂等が区域外に流出しないように留意する。

③埋立て工

- ・県や市が発注する工事において発生した土砂等を受け入れ、採取地になるべく均等に敷均す。
- ・盛土等区域は、埋立て後には畑として利用されるため、埋立て後の計画地盤高から1m下がった高さまではブルドーザーで30cmの厚さで転圧し、沈下の発生を抑制する。
- ・埋め立てが現地盤の高さに近づいてきたら、盛土等区域内に低い部分を設けて仮設沈砂池とし、降雨時に土砂が区域外に流出しないように留意する。
- ・表土及びその直下の土砂については、畑として利用しやすいようにバックホウで軽く敷均す。

(5) 施工管理及び品質管理計画

○各工種の施工管理及び品質管理は、静岡県土木工事施工管理基準に準じて管理する。

- ・廃棄物が生じた場合には、マニフェストを作成し、適正に処分する。
- ・埋立て中は、30cmの厚さで転圧していることがわかるように各厚さ毎に厚さ及び転圧の状況を撮影する。
- ・仮設沈砂池は、設置されている状況を撮影する。
- ・搬入される土砂等は、土砂等搬入元証明書にて汚染されていないことを確認し、土砂等搬入報告書としてとりまとめる。

(6) 環境対策

○定期調査

- ・盛土等の着手から6カ月に一度、土壌の汚染の状況の調査（スクリーニング調査）を実施する。

・地下水排除工を設置し、水質調査の対象となる場合は適切に修正すること。

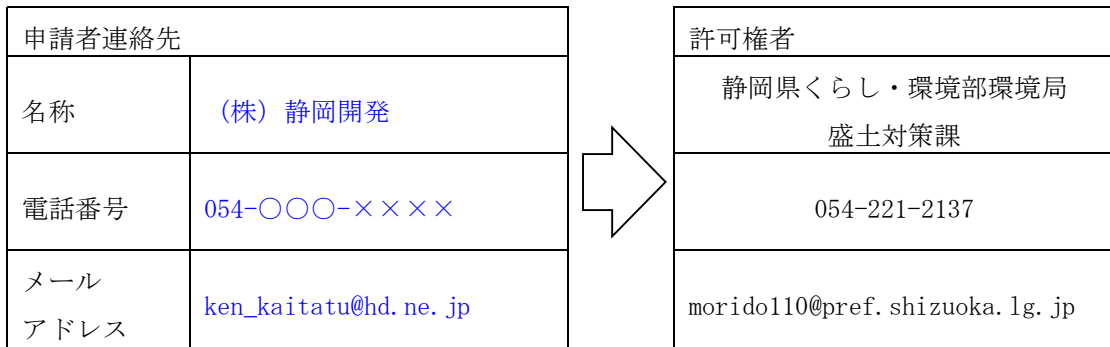
○粉じん対策

- ・盛土等を行う敷地の周囲に仮囲いを設置し、粉じんが区域外に飛散しないようにする。
- ・表土が乾燥しているときや、風が強いときには、速やかに盛土の転圧を行った上で散水車を用いて散水を行う。

○騒音、振動対策

- ・工事で使用する機械は、低騒音型を使用し、不要な空ぶかしは行わない。
- ・使用する機械、車両はこまめにアイドリングストップを行う。
- ・工事車両及び関係車両が、国道〇〇から盛土等区域までの住宅地に近接する一般道を通行する際には、制限速度以下で走行する。

(7) 緊急時の連絡先と連絡の基準



- ・静岡地方気象台における観測雨量が、時間降雨量 40 mmかつ連続降雨量 100 mmを超えた場合、又は崩壊・流出により区域外に被害が生じた場合には、盛土等の状況を許可権者に報告する。
- ・緊急を要する場合は、電話連絡をすることとし、それ以外の場合にあってはメールにて連絡する。